

福井県報

号外第16号
平成30年
3月23日(金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

公安委員会告示

○道路交通法第四條第一項の規定による交通の規制の一部改正(三〇・交通規制課)……………

目次

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第30号

道路交通法第4条第1項の規定による交通の規制(昭和47年福井県公安委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。

ただし、本改正にかかる交通規制の改正および廃止について、当該規制標識等の変更および撤去が完了するまでの間は、改正前の規制内容を引き継ぐものとする。
平成30年3月23日

福井県公安委員会

委員長 有馬 義一

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」 福井警察署の表に次のように加える。

838 市道	日之出1丁目6番19号先交差点	市道を北東進して市道へ右折する場合	午前7時から午前9時まで	車両
		市道を南東進して市道へ右折する場合	同様	

別表第7(1)「普通自転車が通行できる歩道の区間」 歩道を通行することができる区間 敦賀警察署の表に次のように加える。

59 一般国道162号	若狭町鳥浜第122号31番地の1先から若狭町鳥浜第122号12番地の1先までの北側歩道	相互通行	約 450
	側歩道		

別表第10(1)「最高速度を指定する区間」 越前警察署の表中

21 県道(中小屋武生線)	南越前町東大道第32号17番地先から南越前町上野第34号18番地先まで	約 1,900	40

を

21	県道 (中小屋 武生線)	南越前町東大道第32号17番地先から 南越前町上野第33号3番地先まで	約 1,200	40
----	-----------------	--	---------	----

「別表第14「一時停止場所」 福井警察署の表に次のように加える。

1937	市道	日之出1丁目6番19号先交差点に南西側から入ろうとするとき。
1938	市道	日之出1丁目4番1号南西角先交差点に北東側から入ろうとするとき。

別表第17(2)「駐車方法を指定する場所」 敦賀警察署の表に次のように加える。

8	県道 (敦賀 停車場線)	白銀町5番29号先から 白銀町5番23号先まで (道路南側)	終日	車両	平行駐車	約 70
9	県道 (敦賀 停車場線)	白銀町6番36号先から 白銀町6番32号先まで (道路南側)	終日	普通自動車	平行駐車	約 50
10	県道 (敦賀 停車場線)	白銀町7番17号先から 白銀町7番8号先まで (道路北側)	終日	普通自動車	平行駐車	約 80
11	県道 (敦賀 停車場線)	白銀町4番12号先から 白銀町4番7号先まで (道路北側)	終日	普通自動車	平行駐車	約 60

別表第19「車両の停止を禁止する場所」 越前警察署の表中

5	県道 (福井朝 日武生線)	芝原4丁目6番20号先の公安委員会が標示した部分
---	------------------	--------------------------

8	市道	稲寄町第6号10番地の7先において公安委員会が標示した部分 (稲寄西交差点北側)
---	----	---

8	削 除
---	-----

改める。

別表第22「横断歩道設置場所」 福井警察署の表中

919	市道	日之出1丁目4番1号南西角先 (北陸電力南 西角)	交差点	1
919	市道	日之出1丁目4番1号南西角先 (北陸電力南 西角)	交差点	2

改め、同表に次のように加える。

925	市道	日之出1丁目6番19号先 (三の丸南)	交差点	1
-----	----	---------------------	-----	---

平成三十年三月二十三日印
平成三十年三月二十三日發
刷 行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一號 福井 県
印刷人 千九一〇一〇八五八 福井県福井市手寄一丁目十五一二十七 (株)竹下印刷所 ☎011-2211番